国スポ関係事故対応について

１　国スポ関係補償制度について

（１）国民スポーツ大会参加者傷害補償制度（日本スポーツ協会）

※配布資料「国民スポーツ大会参加者傷害補償制度2024年度版」参照

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象期間 | 対象者 | 内容 |
| ブロック大会参加中 | 選手団名簿に記載された者 | 次ページのとおり |
| 本大会参加中 |
| 結団式・解団式 |

　＜手続き＞

　・競技団体が、千葉県スポーツ協会に、選考会議当日に、選手・監督一人当たり１，０００円を支払う。千葉県スポーツ協会はまとめて申し込む。

　・チーム監督または引率責任者、競技会の運営責任者のいずれかの者が、事故発生後　　２０日以内に国スポ事故報告書を千葉県スポーツ協会あてに提出する。千葉県スポーツ協会担当者が日本スポーツ協会に手続きをする。

（２）国スポ関係傷害見舞金制度（千葉県スポーツ協会）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象期間 | 対象者 | 内容 |
| 県スポ二部 | 選手・監督・競技役員等 | 死亡・入院 |
| ブロック大会 | 県選手団 |
| 本大会 |
| 県競技団体主催強化練習会 | 指導者・選手 |

　＜手続き＞

　・申し込みは必要なし。（１）の還元金による。

　・実施事業の責任者は、速やかに県スポーツ協会事務局に報告する。医師の診断書を添えて、別紙様式による傷害事故報告書を千葉県スポーツ協会理事長あてに提出する。

　・給付を受けた日から１０日以内に受領書を提出する。

２　留意点

（１）県スポ二部では総則にて、参加者は各自でスポーツ傷害保険に入り、競技団体は申し込みの際に加入状況を確認するとしている。また、競技団体が、競技役員の傷害保険に対応するとしている。

（２）上記制度でカバーされない部分の保険について、競技団体で対応することが望ましい。　※配布資料「スポーツ安全保険のあらまし」参照